

福島市肥料価格高騰対策支援事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、全国的な果樹産地である本市の地域資源ともいえる果樹剪定枝等について、炭化器を活用して炭に変え、保肥力を高める土壌改良材としてほ場に施用することで、価格高騰が著しい化学肥料の施用低減につなげ、営農者の負担軽減を図り、併せて、野焼き等の未然防止による温室効果ガスの排出抑制と周辺環境の悪化防止を図ることを目的として、必要な事項を定めるものとする。

2 補助金による取組については、福島市補助金等の交付に関する規則（平成14年3月29日規則第20号）（以下「規則」という。）及び福島市農業振興事業補助金等の交付に関する要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(交付対象者、交付要件及び交付額)

第2条 交付対象者及び交付要件は別表に掲げる事項とする。また、交付額は同表の下欄に掲げる内容とし、予算の範囲内で交付するものとする。

(交付申請)

第3条 交付要件を満たし、補助金の交付を受けようとする者は、規則第23条の規定により規則第4条第1項に定める補助金等交付申請書に代えて、肥料価格高騰対策支援事業補助金交付申請書兼交付請求書（以下「交付申請書」という。）（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 補助金の交付申請にあたっては、規則第4条第2項の規定により規則第4条第1項各号に定める書類を省略して行うものとする。

3 補助金の交付申請額の合計が予算の範囲を超えると認められるときは、新たな交付申請の受付は行わないものとする。

(補助金の交付)

第4条 補助金の交付にあたっては、規則第22条の規定により規則第4条及第1項、規則第14条及び規則第17条第2項の手続きを併合して行うものとする。また、規則第5条、規則第7条及び規則第15条の手続きを併合して行うものとする。

(変更の承認)

第5条 補助金の内容の変更について市長の承認を受けようとする者は、規則第23条の規定により規則第9条第1項に定める補助事業等変更（中止・廃止）承認申請書に代えて、肥料価格高騰対策支援事業変更承認申請書（様式第2号）を提出しなければならない。

(事業実施期間)

第6条 この事業の実施期間は、原則として事業を承認した年度の別に定める期間とする。

(他の施策との調和)

第7条 市は、この事業の実施にあたって国・県の講じている施策等との整合性に配慮するものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和4年11月9日から施行する。

(別表)

交付対象者	福島市内に住所を有する果樹販売農業者等
交付要件	(1) 納税義務を果たしていること。 (2) 炭化器等を購入し、販売業者に対する支払いを終えていること。 (納品書及び領収書により製品名と支払いの事実が確認できること)
交付額	炭化器等の購入に要した経費(消費税分を除く価格)の2分の1とし、 80,000円を限度とする。
留意事項	(1) 補助対象製品は、炭化器及び炭化器用の火消し蓋とし、左記補助対象製品の配送に係る費用を除く。 (2) 補助は1経営体に対し1回のみとする。

様式第1号

肥料価格高騰対策支援事業補助金交付申請書兼交付請求書

年 月 日

福島市長

住所
申請者
氏名

福島市補助金等の交付に関する規則第4条第1項及び規則第17条第2項の規定により、次のとおり申請及び請求します。

補助年度	年度	補助金等の名称	福島市農業振興事業補助金 (肥料価格高騰対策支援事業)
補助事業の目的 及び内容	炭化器を活用して剪定枝を炭に変え、土壌改良材として施用することで、化学肥料の施用低減と温室効果ガスの排出抑制を図る。		
補助事業の経費所要額			円
補助金交付申請(請求)額			円
事業完了年月日	年 月 日		
添付書類	<input type="checkbox"/> 納品書 <input type="checkbox"/> 領収書 <input type="checkbox"/> 納税証明書		
(順守事項) <input type="checkbox"/> 本事業で導入した炭化器は、ほ場で発生した剪定枝を活用した土壌改良材の生成以外の目的には使用しません。 <input type="checkbox"/> 本事業で導入した炭化器を用いた炭の生成では、周囲の生活環境に影響を及ぼさないよう十分に配慮します。			

口座振込依頼書

金融機関名	銀行 金庫 組合	本店 支店・支所 出張所
預金種別	1 普通 2 当座	口座番号
フリガナ		
口座名義		

様式第2号

肥料価格高騰対策支援事業変更承認申請書

年 月 日

福島市長

住所
申請者
氏名

福島市補助金等の交付に関する規則第9条第1項及び規則第17条第2項の規定により、次のとおり申請及び請求します。

指 令 日	年 月 日	指 令 番 号	福島市指令第 号	
補 助 年 度	年 度	補助金等の名称	福島市農業振興事業補助金 (肥料価格高騰対策支援事業)	
補助事業等の経費所要額	変 更 前	円	変 更 後	円
補 助 金 等 の 額	既に通知を受けている額	円	変更後の 交付申請額	円
変更(中止・廃止)の理由				
変 更 の 内 容				
添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 納品書 <input type="checkbox"/> 領収書			
(摘要)				

口座振込依頼書

金融機関名	銀行 金庫 組合	本店 支店・支所 出張所		
預金種別	1 普通 2 当座	口座番号		
フリガナ				
口座名義				